

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コスタリカ	国立音楽センター楽器整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とコスタリカ共和国政府との 間の交換公文	国立音楽センター楽器整備計画を実施するに必 要な 1. 楽器及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の楽器の輸送に必要な役務の供与	55,900千円 H19.3.31まで	H18.6.2 サンホセ で (同日)	日本側 髙見良彦在コスタ リカ大使 コスタリカ側 フルノー・ スタタニョ・ウガルテ外務 ・ 宗務大臣	H18.6.14 327号
コスタリカ	コスタリカ・スボーツ・レクリ エーシヨン庁柔道器材整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とコスタリカ共和国政府との 間の交換公文	コスタリカ・スボーツ・レクリエーシヨン庁柔道器 材整備計画を実施するために必要な 1. 器材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の器材の輸送に必要な役務の供与	25,900千円 H19.11.13まで	H18.11.14 サンホセ で (同日)	日本側 髙見良彦在コスタ リカ大使 コスタリカ側 フルノー・ スタタニョ・ウガルテ外務 ・ 宗務大臣	H18.11.29 638号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。